

○我孫子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成26年3月31日規則第31号

我孫子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

我孫子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成24年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告）

第2条 省令第5条第3項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規定による報告は、地方公共団体については、平成25年11月25日前に耐震診断が終了している場合は、省令別記第1号様式（省令附則第3条において準用する場合にあつては、省令別記第21号様式）に代えて、電磁的記録により別途定める方法で提出することができる。

2 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、各書類に記載すべき事項を併せて作成したときは、添付書類の一部を省略することができる。

- （1）耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
- （2）耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- （3）平成25年11月25日以降に耐震診断を行った場合には、耐震診断の結果を市長が適切であると認めた者が証する書類（以下「耐震判定書」という。）
- （4）その他市長が必要があると認める書類

3 第1項の規定により電磁的記録により報告を行うときは、前項の書類に記載すべき事項を電磁記録により別途定める方法により提出することができる。

（地震に対する安全性に関する報告）

第3条 法第13条第1項、法第15条第4項、法第24条第1項及び法第27条第4項の規定による報告は、建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第1号）に必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。

(耐震改修の計画の申請及び認定した旨の通知)

第4条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、耐震判定書とする。

2 法第17条第10項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知は、認定した旨の通知書（様式第2号）により行うものとする。

(耐震改修の計画の変更の申請及び認定した旨の通知)

第5条 法第18条第1項に規定する認定事業者は、同項の規定による計画の変更の認定を受けようとするときは、変更認定申請書（様式第3号）の正本及び副本に、それぞれ省令第30条第2項の通知書（以下「認定通知書」という。）並びに当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適切なものと認めるときは、変更認定通知書（様式第4号）により当該認定事業者に通知するものとする。

(名義変更届)

第6条 認定事業者は、法第19条に規定する計画認定建築物の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者の変更をしようとするときは、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が連署して名義変更届（様式第5号）に法第17条第2項第4号に規定する建築物の耐震改修の事業に関する資金計画及び認定を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（様式第6号）により当該変更後の認定事業者に通知するものとする。

(計画認定建築物の耐震改修に関する報告)

第7条 法第19条の規定による報告は、計画認定建築物の耐震改修に関する報告書（様式第7号）に必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。

(取下げ届)

第8条 計画の認定又は計画の変更の認定を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る申請書の副本に取下げ届済印を押印し、当該届出者に返還するものとする。

(取りやめ届)

第9条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめたときは、取りやめ届（様式第9号）に認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る認定通知書に取りやめ届済印を押印し、当該届出者に返還するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第10条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が申請に係る建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の交付の後も耐震関係規定に適合していることを証する書類その他別に定める書類とする。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する耐震判定書その他別に定める書類とする。

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が申請に係る建築物について検査済証の交付の後も法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類その他別に定める書類とする。

4 省令第33条第3項の規定により図書の一部を添えることを要しない場合については、市長が別に定める。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第11条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、耐震判定書とする。

2 省令第37条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しないものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)